

草津市公報

発行日 令和 6 年 6 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 11 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 2

◎ 訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（幼児課）…………… 2

◎ 告 示

認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）…………… 4

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）…………… 4

介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定に
ついて（介護保険課）…………… 6

介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止の届出について（介護保険課） 6

介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止の届出について（介護保険課） 7

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）…………… 7

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）…………… 7

草津市職員提案制度に関する要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）…………… 8

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）…………… 10

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域に
ついて（生活安心課）…………… 10

公示送達について（納税課）…………… 11

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定による居宅介護支援事業者の指定について（介護保険課）…………… 13

介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定に
ついて（介護保険課）…………… 13

草津市議会定例会の招集について（総務課）…………… 14

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）…………… 14

令和 6 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（子ども・若者政策課）…………… 15

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 19

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 19

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 19

草津市有財産売却処分一般競争入札について（総務課）…………… 20

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 24

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 24

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 24

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 25

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	25
差押財産の公売について（納税課）	25
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	26
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	29
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	30
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	30

◎ 選挙管理委員会告示

選挙人名簿の登録日を定めることについて	30
---------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	31
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	31
草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	31
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	31
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	32

規 則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 2 号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（平成 2 5 年 4 月 1 日規則第 3 5 号）の一部を次の表のよう
に改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）			第 1 条～第 1 1 条 《省略》 別表第 1 （第 2 条、第 1 0 条関係）		
附属機関の 名称	委員資格者	所属	附属機関の 名称	委員資格者	所属
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 (4) <u>総務部長</u>	《現行どおり》	草津市一般職員 分限審査委員会	(1)～(3) 《省略 》 《改正後に新設 》	《省略》
草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《現行 どおり》 (4) <u>総務部長</u>	《現行どおり》	草津市一般職員 懲戒審査委員会	(1)～(3) 《省略 》 《改正後に新設 》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
別表第 2 ～別表第 5 《現行どおり》			別表第 2 ～別表第 5 《省略》		

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 5 月 1 6 日揭示済み）

訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 6 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 0 号

告 示

草津市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年草津市告示第173号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和6年5月16日

草津市長 橋 川 渉

- 1 名称
- 不動産町内会
- 2 変更があった事項
- 代表者の氏名および住所
- 堀井 信一
- 草津市南山田町1035
- 3 変更日
- 令和6年4月6日
- (令和6年5月16日揭示済み)

草津市告示第165号

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年5月17日

草津市長 橋 川 渉

草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市情報化推進委員会設置要綱（平成15年告示第119号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市DX推進本部会議設置要綱</u> (設置) 第1条 草津市の情報化の具体的な推進を図るため、また、本市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の円滑な推進に必要となる事項の協議および調整を行うため、<u>草津市DX推進本部会議（以下「本部」という。）</u>を設置する。	<u>草津市情報化推進委員会設置要綱</u> (設置) 第1条 草津市<u>情報化推進計画（以下「計画」という。）</u>に基づき、本市の情報化の具体的な推進を図るため、<u>草津市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）</u>を設置する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 2 条 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (1) 行政の<u>DX推進および</u>情報化推進に関する こと。 (2) 《現行どおり》 (3) <u>DXに係る施策の総合調整に関する</u>こと。 (構成および職務) 第 3 条 <u>本部</u>は、<u>本部長</u>、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）および<u>本部員</u>で組織する。 <u>2</u> 本部長は市長をもって充てる。 <u>3</u> CIOは、所管の副市長をもって充てる。 <u>4</u> 《現行通り》 <u>5</u> <u>本部員</u>は、草津市庁議規程（平成 1 8 年草津市訓令第 2 号）第 3 条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および総合政策部理事（経営・DX戦略担当）を除く。）をもって充てる。 <u>6</u> CIOおよびCIO補佐官とともに事故があるとき、または欠けたときは、<u>本部員</u>の中からあらかじめ指名された<u>本部員</u>が職務を代理する。 <u>7</u> <u>本部員</u>は、<u>本部長</u>の指示に従い、<u>本部</u>の事務に従事する。 (会議) 第 4 条 <u>本部</u>は、<u>本部長</u>が必要に応じ招集する。 2 <u>本部長</u>は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を<u>本部</u>に出席させ説明を求めることができる。 (幹事会) 第 5 条 <u>本部会議の事務を補助するために</u>、幹事会を設置する。 2～6 《現行どおり》 <u>7</u> <u>必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を幹事会に出席させ説明を求めることができる。</u> (事務局) 第 6 条 <u>本部</u>の庶務は、総合政策部経営戦略課において処理する。 (委任) 第 7 条 この要綱に定めるもののほか、<u>本部</u>の運営	(所掌事務) 第 2 条 《省略》 (1) 計画の推進に関すること。 (2) 計画に基づく草津市情報化推進プランに関する こと。 (3) 行政の情報化推進に関すること。 (4) 《省略》 《改正後に新設》 (構成および職務) 第 3 条 <u>委員会</u>は、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）および<u>委員</u>で組織する。 《改正後に新設》 <u>2</u> CIOは、<u>委員会を統括し</u>、所管の副市長をもって充てる。 <u>3</u> 《省略》 <u>4</u> <u>委員</u>は、草津市庁議規程（平成 1 8 年草津市訓令第 2 号）第 3 条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長、<u>教育長</u>および総合政策部理事（経営・DX戦略担当）を除く。）をもって充てる。 <u>5</u> CIOおよびCIO補佐官とともに事故があるとき、または欠けたときは、<u>委員</u>の中からあらかじめ指名された<u>委員</u>が職務を代理する。 <u>6</u> <u>委員</u>は、<u>CIO</u>の指示に従い、<u>委員会</u>の事務に従事する。 (会議) 第 4 条 <u>委員会</u>は、<u>CIO</u>が必要に応じ招集する。 2 <u>CIO</u>は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を<u>委員会</u>に出席させ説明を求めることができる。 (幹事会) 第 5 条 <u>委員会に</u>幹事会を設置する。 2～6 《省略》 <u>7</u> <u>幹事会は、草津市情報化推進計画にかかる施策の実質的事項を協議する。</u> (事務局) 第 6 条 <u>委員会</u>の庶務は、総合政策部経営戦略課において処理する。 (委任) 第 7 条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運

改正後	改正前
に関し必要な事項は、 <u>本部長</u> が定める。	営に関し必要な事項は、 <u>CIO</u> が定める。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の草津市情報化推進委員会設置要綱第1条の規定により設置された草津市情報化推進委員会は、改正後の草津市DX推進本部会議設置要綱第1条の規定により設置する草津市DX推進本部会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(令和6年5月17日揭示済み)

草津市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和6年5月20日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
買いもんダイミナクサ	滋賀県草津市南草津プリムタウン3-20-5	株式会社エーダンライフ 滋賀県草津市新浜町463番地19	代表取締役 松永 将孝 滋賀県草津市新浜町463番地19	介護予防型通所サービス	令和6年5月11日	2590600405

(令和6年5月20日揭示済み)

草津市告示第167号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和6年5月20日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ケアセンタークローバーSEED	滋賀県草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	合同会社ケアセンタークローバーSEED 滋賀県草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	代表社員 川島 幸知 滋賀県野洲市近江富士六丁目1番17号	介護予防型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年5月31日	2570601639

(令和6年5月20日揭示済み)

草津市告示第 1 6 8 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
メディケア訪問介護事業所	滋賀県草津市草津三丁目 1 4 - 4 4 木村ビル 1 階	有限会社メディケア 滋賀県守山市守山四丁目 1 3 - 7 南喜ビル 103 号	取締役 兼高 さおり 滋賀県草津市追分四丁目 2 - 4 0 バウムドルフ 3 0 5 号	介護予防型訪問サービス	令和 6 年 5 月 31 日	257 060 023 5

(令和 6 年 5 月 2 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 6 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号

メディケア湖南居宅介護支援事業所	滋賀県草津市草津三丁目 1 4 - 4 4 木村ビル 1 階	有限会社メディケア 滋賀県守山市守山四丁目 1 3 - 7 南喜ビル 103 号	取締役 兼高 さおり 滋賀県草津市追分四丁目 2 - 4 0 バウムドルフ 3 0 5 号	居宅介護支援	令和 6 年 5 月 31 日	257 060 023 5
------------------	--------------------------------	--	---	--------	-----------------	---------------

(令和 6 年 5 月 2 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
あかねはうす草津居宅介護支援事業所	滋賀県草津市大路一丁目 3 - 12	有限会社あかねはうす 滋賀県大津市あかね町 1 3 - 11	代表取締役 中田 淳子 滋賀県大津市神宮町 2 - 1 2	居宅介護支援	令和 6 年 5 月 31 日	257 060 096 1

(令和 6 年 5 月 2 0 日 掲 示 済 み)

別添 1-2

様式第2号(第5条第1項関係)

事務改善提案審査表

審査員氏名

種 名	(NO)					
審査項目	評 点 表					評 点
1 経費削減効果	非常に効果あり	かなり効果あり	効果あり	少し効果あり	効果なし	
	20	15	10	5	0	
	☐ 人件費の削減 ☐ 物件費等の削減					
2 事務能率向上	非常に効果あり	かなり効果あり	効果あり	少し効果あり	効果なし	
	20	15	10	5	0	
	☐ 事務処理の迅速化 ☐ 作業能率の向上					
3 市民サービスの向上	非常に効果あり	かなり効果あり	効果あり	少し効果あり	効果なし	
	20	15	10	5	0	
	☐ 市民サービスの向上 ☐ 市民福祉の向上					
4 その他効果	非常に効果あり	かなり効果あり	効果あり	少し効果あり	効果なし	
	20	15	10	5	0	
	☐ 執務環境の向上 ☐ 職員の労働意欲の向上					
5 実現性	直ぐに実施できる	大部分が実施できる	検討して実施可能	さらに検討が必要	実施が困難である	
	20	15	10	5	0	
	☐ 改善提案の実施可能性 ☐ 応用の可能性					
			評価点合計			点/100点満点

別添 2-1

様式第3号（第5条第1項関係）

年度職員提案 一次審査 審査表 (新規アイデア提案)

採点者：

[illegible]

別添 2-2

様式第3号(第5条第1項関係)

新規アイデア提案審査表

審査員氏名

提 案 名	(NO)					
審査項目	評 点 表					評 点
1 創意性	著しく認められる	かなり認められる	認められる	やや認められる	認められない	
	25	20	15	10	5	
	☐ 着眼点の独創性 ☐ 創造力、具体化への応用性					
2 研究度	著しく認められる	かなり認められる	認められる	やや認められる	認められない	
	25	20	15	10	5	
	☐ 実施目的、現状分析、効果予測の妥当性 ☐ 提案の整理度合い(論点・まとめり)					
3 効果性	著しく認められる	かなり認められる	認められる	やや認められる	認められない	
	25	20	15	10	5	
	☐ 新規施策(事業)としての話題性 ☐ 市民サービスの向上・市民参加度 ☐ 経済性(経費節減、経済波及効果)					
4 実現性	直ぐに実施すべき	大部分が実施できる	検討して実施可能	さらに検討を要する	実施が困難である	
	25	20	15	10	5	
	☐ 提案(施策・事業)の実施可能性					
評価点合計						点/100点満点

評価点合計	
-------	--

点/100点満点

(令和6年5月23日揭示済み)

草津市告示第 1 7 2 号

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 《現行通り》 （第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる児童を養育する者への支給方法） 第 7 条 《現行通り》 2～3 《現行通り》 4 前項ただし書の場合において、子育て応援給付金の対象となる児童が <u>1 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日</u> 以降の支給の申請は認めないものとする。 5～6 《現行通り》 第 8 条～第 1 1 条 《現行通り》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行通り》	第 1 条～第 6 条 《省略》 （第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる児童を養育する者への支給方法） 第 7 条 《省略》 2～3 《省略》 4 前項ただし書の場合において、子育て応援給付金の対象となる児童が <u>3 歳に達する日</u> 以降の支給の申請は認めないものとする。 5～6 《省略》 第 8 条～第 1 1 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 3 日から施行する。

（令和 6 年 5 月 2 3 日揭示済み）

草津市告示 1 7 3 号

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例（平成 1 4 年草津市条例第 5 0 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり飼い犬（身体障害者補助犬を除く。）の立ち入り禁止区域を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

立ち入り禁止区域の名称および所在地

名 称	所在地
川原小久保児童公園	川 原 二 丁 目 字 小 久 保 3 7 6 － 4 0

（令和 6 年 5 月 3 1 日揭示済み）

草津市告示第 174 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 5 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 固定資産税・都市計画税督促状 | 3 件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 42 件 |
| (3) 差押調書（謄本） | 1 件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 1 件 |
| (5) 市・県民税・特別徴収督促状 | 1 件 |

計 48 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 6 月 7 日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
井上 武人	東京都八王子市左入町414番地1八王子庄		令和5年度第4期	
株式会社 ライフアドバンス	滋賀県草津市平井一丁目4番13号		令和5年度第4期	
須藤 豊治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14		令和5年度第4期	
萩原 雄介	滋賀県栗東市下駒1242番地1(301号) シャルマントリシティⅡ			令和5年度第9期
藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地			令和5年度第10期
田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールⅠ			令和5年度第10期
小林 武史	滋賀県草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイッ			令和5年度第10期
塩見 由佳	滋賀県草津市平井四丁目4番22号			令和5年度第10期
高木 健吾	滋賀県草津市西沢川一丁目14番12-412号 APEX FLAT. R			令和5年度第10期
齋木 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号			令和5年度第10期
佐藤 浩	滋賀県草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上等			令和5年度第10期
新庄 三次	滋賀県草津市下等町1426番地			令和5年度第10期
大比賀 光樹	滋賀県草津市下等町1426番地			令和5年度第10期
駒井 景子	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイッ高樋 306号			令和5年度第10期
山根 颯	滋賀県草津市東草津三丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和5年度第10期
丹羽 一美	滋賀県草津市西草津一丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館			令和5年度第10期
西原 竜一	滋賀県草津市西草津一丁目3番24-302号 ハイッ・じゅえる			令和5年度第10期
井之口 武	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号			令和5年度第10期
廣田 響	滋賀県草津市西草津一丁目8番49号			令和5年度第10期
待島 勇貴	滋賀県草津市山寺町476番地401 プライムコート草津			令和5年度第10期
長谷川 進	滋賀県草津市追分三丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ			令和5年度第10期
村上 安広	滋賀県草津市追分三丁目8番7-103号 レオパレスサニーヒルズ			令和5年度第10期
山下 優斗	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイッブクナガ			令和5年度第10期
井手口 芳弘	滋賀県草津市追分南九丁目5番16号			令和5年度第10期
ZHU LONGFEI	滋賀県草津市追分南三丁目2番36号			令和5年度第10期
PIAO YUCHENG	滋賀県草津市追分南三丁目3番4-203号 ライラックⅡ			令和5年度第10期
坂本 昭	滋賀県草津市南草津三丁目7番地9-208 ヴェルジェ草津Ⅱ			令和5年度第10期
田中 和奈	滋賀県草津市木川町952番地28			令和5年度第10期
LU YIFAN 陸 怡凡	滋賀県草津市木川町952番地5			令和5年度第10期
NGUYEN THI HA	滋賀県草津市東矢倉四丁目14番6-1732号 スチュージェントHIROSE			令和5年度第10期
FANG HAOZHE	滋賀県草津市東矢倉二丁目11番10-101号 サンハイツ東矢倉			令和5年度第10期
LIU ZHIKAI	滋賀県草津市野路東五丁目13番7-1209号 梨桃Ⅲ番館			令和5年度第10期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路東六丁目1番15-406号 エミナル南草津			令和5年度第10期
YANG QIFAN 楊 后凡	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレイトウール21			令和5年度第10期
井上 健	滋賀県草津市野路九丁目14番1-201号 ALTA南草津ビュー			令和5年度第10期
平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック			令和5年度第10期
浅野 成人	滋賀県草津市橋岡町3番地14			令和5年度第10期
斎藤 成	滋賀県草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラッソ			令和5年度第10期
藤井 聖哉	滋賀県草津市南等東三丁目22番15-1号			令和5年度第10期
泉 悠人	滋賀県草津市南等東三丁目9番3号			令和5年度第10期
JUNG YOUNGHOON	滋賀県草津市笠山五丁目3番27-753号 クレスト草津			令和5年度第10期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目17番22-108号 レオパレス ベルハイツ笠山			令和5年度第10期
CHENG ERXI	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園			令和5年度第10期
WANG SU	滋賀県草津市笠山二丁目4番50-403号 Parkレジデンス笠山 中国			令和5年度第10期
MALEFANE MOTSEKUWA FRANCINAH SHI RLEY	南アフリカ共和国			令和5年度第10期

差押調書(謄本)公示送達者名簿

氏名	住所	備考
HUANG GE	大阪府大阪市此花区梅香1丁目15番15号レオパレスうめ 402号室 発番	令和6年 3月27日 草納発第2515号

配当計算書(謄本)公示送達者名簿

氏名	住所	備考
HUANG GE	大阪府大阪市此花区梅香1丁目15番15号レオパレスうめ 402号室 発番	令和6年 4月15日 草納発第144号

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
山田環境サービス株式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニングII201	令和6年 2月分

(令和6年5月31日揭示済み)

草津市告示第175号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
メディアケア湖南居宅介護支援事業所	滋賀県草津市草津三丁目14-4木村ビル1階	株式会社まごころ 滋賀県甲賀市水口町山3938-41	代表取締役 上田 裕康 滋賀県栗東市小野15-10	居宅介護支援	令和6年6月1日	2570601985

(令和6年5月31日揭示済み)

草津市告示第176号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱(平成29年草津市告示第54号)第8条の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
メディアケア訪問介護事業所	滋賀県草津市草津三丁目14-4木村ビル1階	株式会社まごころ 滋賀県甲賀市水口町山3938-41	代表取締役 上田 裕康 滋賀県栗東市小野15-10	介護予防型訪問サービス	令和6年6月1日	2570601985

(令和6年5月31日揭示済み)

草津市告示第 1 7 7 号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和 6 年 6 月 7 日

2 場 所 草津市議会議場

(令和 6 年 5 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 7 8 号

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱（平成 2 8 年草津市告示第 6 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下 線 部 分 は 改 正 部 分)

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 〔現行どおり〕 別表 〔現行どおり〕 別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 様式第 2 号～様式第 5 号 〔現行どおり〕	第 1 条～第 6 条 〔省略〕 別表 〔省略〕 別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 様式第 2 号～様式第 5 号 〔省略〕

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。